54　法附則第十五条第四十六項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産で政令で定めるものは、第十五項に規定する固定資産とする。

附則第十二条の二の見出しを「（特定の災害に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける家屋等の範囲）」に改め、同条第一項から第十二項までを削り、同条第十三項各号列記以外の部分中「附則第十六条の二第十一項」を「附則第十六条の二第一項」に改め、同項第一号中「附則第十六条の二第十一項」を「附則第十六条の二第一項」に、「第十五項」を「第三項」に改め、同項第三号中「附則第十六条の二第一項」を「附則第十六条の二第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第十四項中「附則第十六条の二第十一項」を「附則第十六条の二第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第十五項中「第十二項及び」を削り、「第十九項、第二十一項及び第二十五項」を「第七項、第九項及び第十三項」に改め、「被災家屋若しくは」及び「第十二項第二号若しくは」を削り、「これらの項」を「同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第十六項中「附則第十六条の二第二項」を「附則第十六条の二第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第十七項中「附則第十六条の二第十二項」を「附則第十六条の二第十三項」を「附則第十六条の二第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十九項中「第十三項の」を「第一項の」に、「附則第十六条の二第十三項」を「附則第十六条の二第三項」に、「第十四項」を「第二項」に、「同条第十三項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二十項中「附則第十六条の二第十四項」を「附則第十六条の二第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二十一項中「第十三項」を「第一項」に、「附則第十六条の二第十四項」を「附則第十六条の二第四項」に、「第十四項の」を「第二項の」に、「同条第十四項」を「同条第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二十二項中「附則第十六条の二第十五項」を「附則第十六条の二第二十項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第二十三項中「第十六項」を「第四項」に、「附則第十六条の二第十五項」を「附則第十六条の二第五項」に、「第十七項」を「第五項」に、「同条第十五項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第二十四項中「附則第十六条の二第十六項」を「附則第十六条の二第六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十五項中「第十三項」を「第一項」に、「附則第十六条の二第十六項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十六項中「附則第十六条の二第十七項」を「附則第十六条の二第七項」に、「第二十四項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十七項中「第十六項」を「第四項」に、「附則第十六条の二第十七項」を「附則第十六条の二第七項」に、「第十七項の」を「第五項の」に、「同条第十七項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十八項中「第十一項、第十三項」を「第一項」に、「第十九項、第二十一項及び第二十五項」を「第七項、第九項及び第十三項」に、「第十六項」を「第四項」に、「第二十三項」を「第十一項」に、「附則第十六条の二第十項から第十七項まで」を「附則第十六条の二第一項から第七項まで」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十九項を同条第十七項とする。

附則第十六条の二の八第四項を削り、同条第五項中「附則第三十三条第五項」を「附則第三十三条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第三十三条第六項」を「附則第三十三条第五項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第十六条の二の十中「から第六項まで」を「から第五項まで」に改め、同条の表中「第五項」を「第四項」に、「附則第三十三条第五項」を「附則第三十三条第四項」に改める。

附則第十八条の五第二十二項第六号及び第二十四項第六号並びに第十八条の六第三十一項第六号中「第五十六条の八十九第二項第二号イ」を「第五十六条の八十九第二項第二号」に改める。

附則第十八条の六の次に次の一条を加える。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例）

第十八条の六の二　道府県民税の所得割の納税義務者が、法附則第三十五条の三の二第一項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この項において「非課税口座内上場株式等」という。）及び当該非課税口座内上場株式等以外の株式等（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する株式等をいう。以下この条において同じ。）を有する場合には、当該非課税口座内上場株式等の譲渡（法附則第三十五条の三の二第一項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によりこれらの金額を計算するものとする。

2　法附則第三十五条の三の二第二項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式等の区分に応じ当該各号に定める金額をその株式等の一単位当たりの価額として計算した金額とする。

一　取引所売買株式等（その売買が主として金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所及びこれに類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。以下この号において同じ。）において行われている株式等をいう。以下この号において同じ。）　金融商品取引所において公表された法附則第三十五条の三の二第二項に規定する事由（以下この項において「払出事由」という。）が生じた日における当該取引所売買株式等の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）に相当する金額

二　店頭売買株式等（租税特別措置法施行令第二十五条の八第八項第二号に規定する店頭売買登録銘柄として登録された株式等をいう。以下この号において同じ。）　金融商品取引法第六十七条の十九の規定により公表された払出事由が生じた日における当該店頭売買株式等の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）に相当する金額

三　その他価格公表株式等（前二号に掲げる株式等以外の株式等のうち、価格公表者（株式等の売買の価格又は気配相場の価格を継続的に公表し、かつ、その公表する価格がその株式等の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者をいう。以下この号において同じ。）によつて公表された売買の価格又は気配相場の価格があるものをいう。以下この号において同じ。）　価格公表者によつて公表された払出事由が生じた日における当該その他価格公表株式等の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該払出事由が生じた日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）に相当する金額

四　前三号に掲げる株式等以外の株式等　その株式等の払出事由が生じた日における価額として合理的な方法により計算した金額